

令和2年5月

## 新型コロナウイルスに伴う旅行の企画と参加条件及び実施について

一般社団法人やまがたアルカディア観光局  
観光交流係

一般社団法人日本旅行業協会、一般社団法人全国旅行業協会より、旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）が旅行業における当面の対策指針として示されたことにより、やまがたアルカディア観光局の旅行企画と実施等を定めることとする。

### 1. 募集型企画旅行の旅行商品企画について

- ①都道府県外への移動自粛要請がなされていないことを確認する。
- ②旅程に組み込む手配先の食事施設、観光施設、体験施設、宿泊施設、案内ガイド等（交通機関）の受け入れの可否を確認すると共に、事前に適切な感染防止対策を取っていることを確認する。
- ③三密（密閉、密集、密接）リスクを下げる旅程とする。
  - ・人と人との距離を2m以上の間隔を空けて実施できる旅程とする。
  - ・観光・体験施設での案内では「密」の状態を作らないように、必要時は拡声器等を使用する。
  - ・観光・体験施設では、時間差等をつけた入場等を行うことを考慮する。
- ④旅行商品の最大実施人数を当面の間(※1)は、原則として6名以下とする。
- ⑤旅程での他人の同乗を伴う貸切バス、貸切ジャンボタクシー、タクシー利用の旅行商品は、当面の間(※2)原則として企画しない。但し、申込対象者を同居内家族若しくは同居人、又は同一グループとする場合はこの限りではない。
- ⑥室内での観光・体験施設、食事施設において、時間をずらす、他の人との距離の確保に留意する。
- ⑦宿泊を伴う旅行商品の場合は、宿泊施設の受け入れの可否を確認し、当面の間(※2)同居内家族若しくは同居人のみとする。

### 2. 募集型企画旅行の申込（参加）条件について（新型コロナウイルス対応）

- ①当面の間(※1)は、山形県内に在住の方に限り参加可能。
- ②2週間以内に特別警戒都道府県から帰県した方の参加は不可。
- ③新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者の方は参加不可。
- ④2週間以内に体調不良があった方の参加は不可。
- ⑤ツアー参加者の同居家族の中に、2週間以内に発熱、咳等の症状があった方の参加は不可。

### 3. 募集型企画旅行の実施について（実施条件）

- ①置賜地域内で新たな感染者が出た場合は、旅行出発前日であっても、原則として実施を中止する。
- ②山形県内で新たな感染者が出た場合は、山形県の対策指針等を十分に考慮して実施の判断をする。
- ③山形県内で新たな感染者が出た場合であって、旅行参加者がその地域の市町村在住者の場合は、  
旅行への参加をお断りする。
- ④旅行実施の最大人数を当面の間(※1)は、原則として6名以下とする。
- ⑤三密対策を講じた旅程であること。
  - ・手配先の食事施設、観光・体験施設、宿泊施設、案内ガイド等が適切な感染防止対策を取っていること。
  - ・人と人との距離を2m以上の間隔を空けて実施できる旅程であること。
  - ・室内での観光・体験施設、食事施設において、時間をずらす、他の人との距離の確保を保っていること。
- ⑥申込者（参加者）が申込条件を満たしていること。
- ⑦宿泊を伴う旅行商品の場合は、同居家族又は同居人のみであること。

### 4. 旅行当日の参加者への感染予防対策について

～無症状感染者がいる可能性を踏まえて、感染防止策をとる。～

- ①参加者のマスク着用の義務。
- ②参加者への健康チェックの実施（集合時）
  - ・検温の実施。（37.5度以上の発熱があった場合は参加不可）と、アルコール除菌の実施。
  - ・参加者への口頭での健康チェックの実施。
- ③旅行中、他の人との距離を2m以上の確保の喚起。
- ④参加者同士で、共通の物品等を触れる場合には、ゴム手袋の着用、除菌等を行う。

### 5. 旅行当日添乗員、案内ガイドの対応について

- ・マスクの着用。咳エチケットの対応。
- ・当日の検温を実施（37.5度以上の発熱がある場合、急遽ツアーを中止する場合あり）

### 6. キャンセルポリシー（お客様へ）

- ①当社の新型コロナウイルスに対応した申込条件を満たしておらず、参加をお断りさせていただいたお客様へは、旅行代金を全額返金いたします。
- ②新型コロナウイルスの影響により、急遽ツアー中止の判断をした場合は、お客様へ旅行代金の全額を返金いたします。
- ③旅行に参加するに当たり、お客様ご自身で事前に手配されたJR等の各種交通機関、

宿泊施設の取消料等が発生した場合は、お客様のご負担となりますので予めご了承ください。

## 7.受注型企画旅行、手配旅行、旅行サービス手配業

### ①旅行企画実施、手配について

- ・都道府県外への移動自粛要請がなされていないことを確認する。
- ・旅程に組み込む手配先の食事施設、観光施設、体験施設、宿泊施設、案内ガイド、交通機関の受け入れの可否を確認すると共に、事前に適切な感染防止対策を取っていることを確認し、旅程の企画実施、手配をする。
- ・三密（密閉、密集、密接）リスクを下げる旅程を企画実施、手配をする。

### ②旅行の実施判断と助言

- ・感染状況の変化により、旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、又はその実施の可能性が大きい場合には、旅行の実施を中止する。旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きい場合には、旅行を中止する。また、これらの旅行の是非を検討するよう助言をする。

(※1)当面の間とは、令和2年5月現在において同年7月31日迄とするが、今後の感染状況を踏まえて随時見直すこととする。

(※2)当面の間とは、令和2年5月現在において同年8月31日迄とするが、今後の感染状況を踏まえて随時見直すこととする。